



水土里ネットぎふだより

第202号(令和6年7月号)

目次

第66回通常総会を開催	2
令和5年度土地改良表彰(知事表彰・会長表彰)	3
全国水土里ネット表彰式・農業農村整備の集い	4
令和6年度岐阜県の農業農村整備予算<岐阜県農地整備課>	5
食料・農業・農村基本法改正について	6
土地改良法改正の見通しについて	7
女性理事登用について・財務諸表の活用について	8
能登半島地震に係る災害派遣について	10
能登半島地震に係る被災地支援のための水土里ネット支援金	10
土地改良区巡り<羽島用水土地改良区>	11
未来へつなごう!ふるさとの水土里子ども絵画展2024	12
第4回「水が伝える豊かな農村空間～疏水・ため池のある風景～」写真コンテスト	13
お知らせ	14
事務局機構図	15



犬山頭首工(羽島用水土地改良区)(記事11頁)

第 66 回通常総会を開催



来賓祝辞（河合岐阜県副知事）

令和 6 年 3 月 1 日に OKB ふれあい会館にて第 66 回通常総会を開催しました。

今回は土地改良表彰を実施し、来賓のご臨席をいただき、新型コロナ前の形式で開催しました。

なお、来賓として河合孝憲岐阜県副知事、加藤勝東海農政局次長、野島征夫岐阜県議会議長等にご臨席いただき、総会の盛会と本会の発展を祈念する等のご祝辞をいただきました。また、今井俊郎東白川村長を議長に選任し、令和 6 年度事業計画並びに一般会計収支予算等、提出された議案の審議を行い、10 議案は全て原案通り承認されました。

最後に農業農村整備当初予算の確保等を求めた決議案を全会一致で採択し閉会しました。なお、議第 10 号役員補充選任において、山下清司関市長、小坂喬峰恵那市長、浅野雅樹岐阜市市橋鏡島土地改良区理事長が役員に選任されました。

議決事項

- 議第 1 号 土地改良負担金積立金等強化対策基金の処分について
- 議第 2 号 岐阜県土地改良事業団体連合会規約の一部改正について
- 議第 3 号 令和 4 年度事業報告、一般会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議第 4 号 令和 5 年度一般会計収支補正予算の承認について
- 議第 5 号 令和 6 年度事業計画並びに一般会計収支予算の議決について
- 議第 6 号 令和 6 年度賦課金の賦課基準並びに賦課徴収時期の議決について
- 議第 7 号 借入金の限度額並びに借入方法の議決について
- 議第 8 号 預入金融機関の議決について
- 議第 9 号 役員報酬の議決について
- 議第 10 号 役員補充選任について

決議

- 一 土地改良事業の計画的な推進のため、必要な予算を安定的に確保すること
- 二 農業の競争力強化のため、農地の集積・集約化、米から高収益作物への転換、スマート農業の導入やほ場まわりの管理の省力化を促す農地整備を推進すること
- 三 農村地域の国土強靱化のため、農業水利施設の更新・長寿命化や豪雨・地震対策等を推進するとともに、燃料価格や電力料金が高騰する状況下においても安定的な用水供給等が可能となるよう対策を推進すること
- 四 ICT、AI 等を活用して、土地改良施設の省力化・高度化を図る取組を推進するとともに、土地改良区の運営基盤強化に対する支援を推進すること
- 五 ストックマネジメントセンターが担っている役割を基幹的農業用水路だけでなく、農業用排水機場や防災重点ため池などについても一元的な情報把握が行えるように体制強化を推進すること
- 六 多面的機能支払交付金による農村地域における地域資源の保全管理を推進するため、十分な予算を確保するとともに、活動組織の活動継続に向けた支援を推進すること

令和 5 年度土地改良表彰 (知事表彰・会長表彰)

新型コロナウイルス感染症が落ち着いたため、今回は表彰式を5年ぶりに開催いたしました。長年土地改良事業に携わった皆様に甚深なる敬意を表すとともに、心からお祝い申し上げます。

岐阜県知事表彰

(敬称略)

福束輪中土地改良区 理事長 木野 隆之
揖斐川土地改良区 理事長 宗宮 善和
中濃用水東部土地改良区 理事 今井 武夫

関市肥田瀬用水土地改良区 理事 兼松 正勝
下呂市萩原町土地改良区 監事 今井 武史

岐阜県土地改良事業団体連合会会長表彰

(敬称略)

岐阜市市橋鏡島土地改良区 前理事長 戸崎 和美
岐阜市佐野土地改良区 会計主任 豊吉 美保
席田井水土地改良区 理事 中島 健護
田鶴境土地改良区 副理事長 瀬古 邦彦
養老町高田土地改良区 理事 高木 武雄
室原土地改良区 理事 横田 等
多芸東部土地改良区 前職員 早崎 孝夫
不破郡北部土地改良区 理事長 森川 祥史
垂井町土地改良区 理事 長
揖西用水土地改良区 前理事 高崎 良治
揖西用水土地改良区 前理事 桑原 一義
中濃用水東部土地改良区 元理事 中村 隆樹
関市肥田瀬用水土地改良区 理事長 塚原 照男
関市肥田瀬用水土地改良区 理事 前島 忠史
関市木曾川右岸用水土地改良区 理事 遠藤 博
関市木曾川右岸用水土地改良区 総括監事 河村 武夫
美濃加茂市木曾川右岸用水土地改良区 管理区長 山田 康彦

富加町木曾川右岸用水土地改良区 理事 長 板津 徳次
米曾川右岸用水土地改良区連合 理事 土谷 弘幸
川辺町木曾川右岸用水土地改良区 理事 小栗 精作
川辺町木曾川右岸用水土地改良区 監事 馬場 均
川辺町木曾川右岸用水土地改良区 監事 長谷川 豊治
八宝軒木曾川右岸用水土地改良区 副理事長 大澤 正幸
可児土地改良区 理事長 渡邊 正
可児土地改良区 理事 小池 一二三
可児土地改良区 理事 宮川 暢毅
木曾川右岸用水土地改良区連合 工務係長 伊藤 常光
えな土地改良区 理事長 田口 則夫
えな土地改良区 理事 小林 洋志
えな土地改良区 理事 小坂 第一
小坂第一土地改良区 総括監事 中原 則之
飛驒東部土地改良区 理事長 中野 一光
飛驒東部土地改良区 理事 藍田 久長



全国水土里ネット表彰式

令和6年3月26日に砂防会館にて全国水土里ネット表彰式が開催されました。長年土地改良事業に携わった皆様に甚深なる敬意を表すとともに、心からお祝い申し上げます。

■農林水産大臣表彰

上野平土地改良区 理事長 今井 由夫

■団体表彰

金谷井水土地改良区 理事長 春日井 久司

関市木曽川右岸用水土地改良区 副理事長 鈴木 康氏

■個人表彰

揖西用水土地改良区 前理事長 杉岡 司朗

高須輪中土地改良区 事務局長 森 治一



農業農村整備の集い開催

6月10日(月)に鈴木憲和農林水産副大臣ほか多数の来賓ご出席のもと、砂防会館別館「シェーンバッハ・サボー」(東京都)にて、農業農村整備の集いが開催されました。主催者として、二階俊博全国水土里ネット会長は「予算確保は二度目の闘いにかかっている、力を集結してほしい。皆さんの努力により女性理事数は5倍になった」と挨拶されました。



情勢報告 宮崎顧問

情勢報告は宮崎雅夫全国水土里ネット会長会議顧問から行われ、「基本法改正は二人で連携して党の議論に積極的に参加し、皆様方の声を反映できた。また、この集いも毎回女性の参加者が増えており、全国規模で男女共同参画が進んでいる。次の世代が担う農業農村のため、新しい土地改良をしっかりと作っていききたい」と述べました。

なお、要請文の提案は令和7年度全国土地改良大会開催県の水土里ネットさが高田専務理事から、ガンバロウ三唱は今年の全国土地改良大会開催県である、ちば水土里ネット女性の会の皆さんにより行われました。



二階会長 挨拶

来賓祝辞として、鈴木農林水産副大臣からは「災害復旧に対する各県の協力にお礼申し上げる。予算が目減りしていることから、全力で確保したい」、進藤金日子水土里ネット会長会議顧問からは「宮崎先生を押し上げてほしい。土地改良は合意形成と連携であり、国会でも二人体制で協力している」というお言葉をいただきました。



ガンバロウ三唱

令和6年度岐阜県の農業農村整備予算

県予算（公共枠・県単枠）

「食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築」や「県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり」など重点政策の計画的な事業推進に必要な予算を確保した。

<公共> (単位:千円)							<県単> (単位:千円)			
事業名	令和5年度		令和6年度		対前年比		事業名	令和5年度	令和6年度	対前年比
		うち国費		うち国費	予算比	国費比				
団体営等	724,182	220,703	723,376	230,332	99.9%	104.4%	農地防災ダム点検管理強化事業	8,228	8,416	102.3%
県営	5,922,912	3,248,634	6,154,600	3,351,929	103.9%	103.2%	経営体育成基盤整備事業	73,900	48,891	66.2%
土地改良(補助)計	6,647,094	3,469,337	6,877,976	3,582,261	103.5%	103.3%	農地集積促進意向調査事業	25,300	26,400	104.3%
直轄	47,205	0	100,890	0	213.7%	—	小水力発電施設整備事業費	16,500	22,000	133.3%
建設事業事務費	446,191	0	462,814	0	103.7%	—	小水力発電活用支援事業補助金	2,000	2,000	100.0%
農地費計	7,140,490	3,469,337	7,441,680	3,582,261	104.2%	103.3%	県営ため池防災対策事業費	321,860	676,623	210.2%
畜産業費	113,510	101,050	102,320	86,466	90.1%	85.6%	ため池防災支援事業費	4,953	11,251	227.2%
合計	7,254,000	3,570,387	7,544,000	3,668,727	104.0%	102.8%	農業農村整備事業費補助金	436,312	450,571	103.3%
							中山間地域農業生産基盤促進事業	68,870	36,440	52.9%
							土地改良施設保全計画策定事業	33,000	24,750	75.0%
							生態系保全施設整備推進事業	1,430	0	0.0%
							施設点検DX活用実証事業費	0	0	—
							田んぼダム実証事業費	10,450	15,400	147.4%
							その他事業	338,708	429,414	126.8%
							農業農村整備事業以外	75,489	57,844	76.8%
							合計	1,417,000	1,810,000	127.7%

主要施策

■食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築 <<49 百万円 (R5) → 202 百万円 (R6)>>

国の「食料・農業・農村基本法」の見直しにおける食料安全保障の強化の動向を踏まえ、物価高騰の影響緩和、食料生産の拡大、流通体制の強化、地産地消の推進等を通じ、食料安定供給体制の強化に取り組む。

- ・長引く生産資材等の価格高騰に対する支援 R5 0 百万円→ R6 130 百万円
- ・米粉や飼料用米の生産拡大 ほか R5 54 百万円→ R6 72 百万円

■県民の食を支える生産基盤の整備と災害に強い農村づくり <<4,557 百万円 (R5) → 4,898 百万円 (R6)>>

効率的で収益性の高い農業を実現するため、農地の大区画化等の生産基盤整備を推進するとともに、施設点検や用水管理の高度化・省力化を推進する。また、集中豪雨や大規模地震の発生に備え、農村地域の防災・減災対策を強化するため、農業用ため池の豪雨・地震対策等を推進する。

- ・県民の食を支える農業生産基盤の整備 R5 1,774 百万円→ R6 1,932 百万円 <<55 地区>>
- ・災害に強い農村づくり R5 2,784 百万円→ R6 2,966 百万円 <<123 地区>>

■中山間地域を守り育てる対策 <<2,306 百万円 (R5) → 2,473 百万円 (R6)>>

中山間地域の持続可能な農業の実現に向け、豊かな自然環境を活かしたブランドづくりや都市農村交流等による地域活性化、生産基盤の整備等に取り組む。

- ・中山間地域の特性等に合わせた農業の展開 ほか R5 2 百万円→ R6 9 百万円
- ・生産基盤と生活環境基盤の整備 R5 2,304 百万円→ R6 2,464 百万円 <<43 地区>>

■農村地域の防災・減災対策、農地・農業用水路等の整備推進【R5 国補正(12月補正)】 <<2,000 百万円>>

集中豪雨や大規模地震の発生に備えた農村地域の防災・減災対策、農業競争力の強化に向け、国の補正予算を活用し、農地・農業用水路等の整備を推進する。

- ・農業・農村の強靱化対策 1,334 百万円 <<39 地区>>
- ・農地・農業用水路等の整備 589 百万円 <<15 地区>>
- ・中山間地域における農業生産基盤の整備 77 百万円 <<2 地区>>

新規（拡充）事業

[拡](県単) ため池防災支援事業費：農業用ため池の防災機能の確保のため、施設管理者に対し、適正管理に向けた伐採、水抜き作業、軽微補修を支援

食料・農業・農村基本法 改正について

農業の憲法とされる「食料・農業・農村基本法」が今国会で改正され、5月29日に成立しました。今回は現行法が制定された1999年以来、25年ぶりの大幅な改正となりました。

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

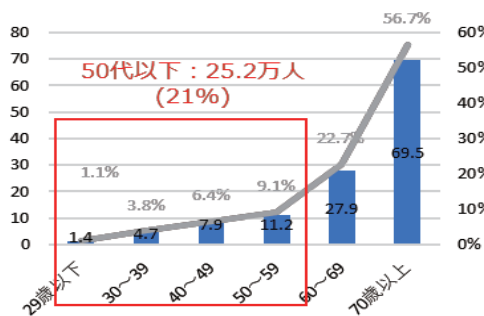
背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。**

基幹的農業従事者数の年齢構成(2022年)

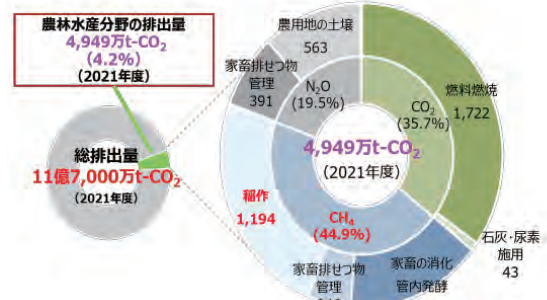
基幹的農業従事者数：123万人
平均年齢（令和3年）：67.9歳

(万人)

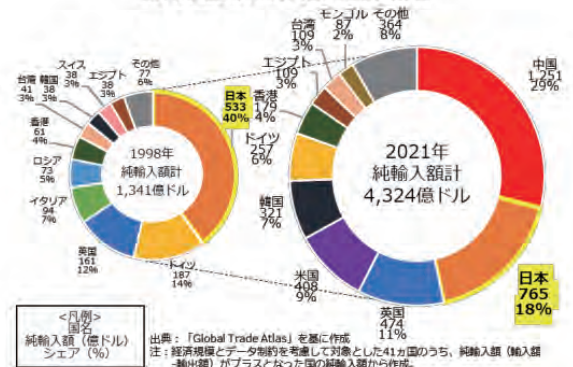


出典：農林水産省「農業構造動態調査」（令和3、4年）

日本の農林水産分野のGHG排出量



農林水産物純輸入額の国別割合



法律の概要

食料安全保障の確保

(1) 基本理念について、

- ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。（第2条第1項関係）
- ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。（第2条第4項関係）
- ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。（第2条第5項関係）

(2) 基本的施策として、

- ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）
- ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）（第22条関係）
- ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念**として、**食料システム**については、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その**負荷の低減**が図られることにより、**環境との調和**が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- (2) **基本的施策**として、**農業生産活動、食品産業の事業活動**における**環境への負荷の低減の促進等**を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- (1) **基本理念**において、**生産性の向上・付加価値の向上**により**農業の持続的な発展**が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- (2) **基本的施策**として、効率的かつ安定的な農業経営以外の**多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全**、**先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等**を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- (1) **基本理念**において、**地域社会が維持されるよう農村の振興**が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- (2) **基本的施策**として、**農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等**を規定。(第43条から第49条まで関係)

施行期日 公布の日

土地改良法改正の見通しについて

「食料・農業・農村基本法」の改正を受けて、来年の通常国会において土地改良法の改正も行われる見通しとなっており、

- ① 基幹的施設の更新を機動的に実施できるよう非申請事業の仕組みの構築
- ② 土地改良区の運営基盤の強化
- ③ 末端施設の保安全管理の在り方について地域の議論を促進
- ④ 農家の負担等を求めず急ぎ進める「急施事業」の拡充

といった4つの方向性が示されています。

本会としても議論の方向性を注視するとともに、新たな情報が入りましたら会員の皆様にも随時情報提供いたします。

土地改良区でも男女共同参画を進めましょう！ ～ 女性理事登用の実現に向けて～

岐阜県内では、皆様のご協力により7土地改良区において8人の女性理事が誕生いたしました。女性理事登用は、多様な価値観や意見を持つ者を理事会に参画させ、土地改良区の体制強化を図れるチャンスであるため、まだ登用できていない皆様も、ぜひ前向きな議論をお願いいたします。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）や土地改良長期計画（令和3年3月閣議決定）において、土地改良区等は2025年度までに・・・

【理事に占める女性の割合「10%以上」】

等の目標が定められました。

★女性理事登用よくある3つの質問★

① なぜ女性理事を登用するの？

「土地改良のこれから」を考えたとき、みんなで力を合わせ、知恵を出し合うことが不可欠です。社会の女性登用は30%。土地改良の現状は0.8%。「土地改良だけは特別」という理屈はありません。

② だれを登用すればいいの？

員外理事制度を活用すれば、組合員の妻や親族、地域で活躍する女性、農協職員OGなど身近な方から選出が可能です。（員外理事＝大学教授や首長などの学識経験者とは限りません。）

③ 私の土地改良区でも取り組まなければいけないの？

全土地改良区です。土地改良区の将来を考えての取組だから。

あなたの土地改良区は、次のどのステージですか？

☐ 第1ステージ 議論が始まっていない（必要性が分からない）

→なぜ女性理事登用が必要か考えるため、次の理事会で議論しましょう！

☐ 第2ステージ 進め方が分からない（必要性は理解するが・・・）

→「土地改良団体における男女共同参画の手引き」を参照して「行動計画」を作成しましょう！

☐ 第3ステージ 「行動計画」を策定済み（策定中含む）

→理事会等で定期的に進捗状況を確認しましょう！

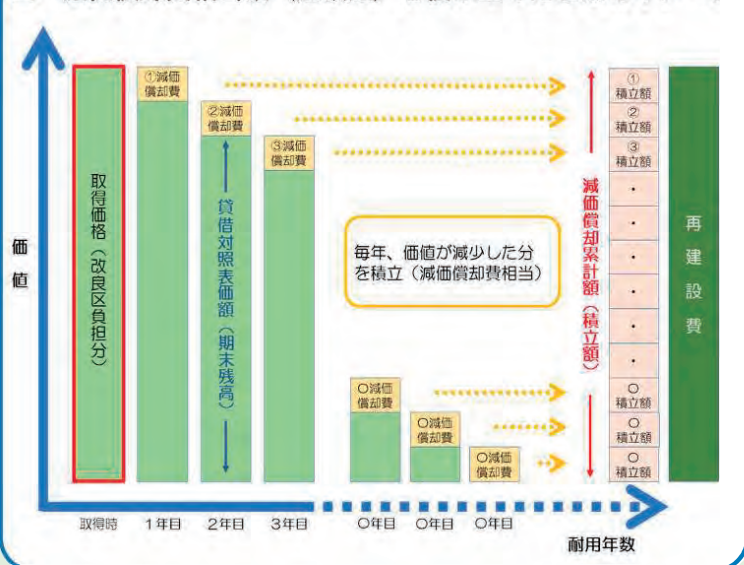
☐ 第4ステージ 女性理事を登用済み

→他の女性理事の活躍の実態を見てみましょう！

財務諸表の活用について

土地改良施設の老朽化に伴う更新事業を実施する際、大半の土地改良区では事業実施時の資金不足が見込まれています。更新事業等に要する費用を計画的に積み立てるために、現金収支を示す「収支決算書」だけではなく、複式簿記の帳票である、「貸借対照表」や「正味財産増減計算書」を活用しましょう。なお、施設が老朽化して価値が減少した分を資金として積み立てし、土地改良区の自己資本である一般正味財産を減らさないようにする必要があります。9ページのチェックポイントと皆様が作成した財務諸表を見比べていただき、現在の運営状況を分析してみてください。

■ 減価償却費相当額（定額法）を積み立てた理想のイメージ



令和6年度 貸借対照表

一般会計		(単位：円)
科 目	当 年 度	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金		
普通 下奈良銀行本店		7,940,000
現金及び預金合計		7,940,000
流動資産合計		7,940,000
2 固定資産		
(1) 特定資産		
所有土地改良施設		825,000,000
施設更新積立資産		85,000,000
特定資産合計		910,000,000
固定資産合計		910,000,000
3 繰延資産		
繰延資産合計		
資産合計		917,940,000
II 負債の部		
1 流動負債		
流動負債合計		
2 固定負債		
固定負債合計		
負債合計		
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		
所有土地改良施設受贈益		412,500,000
指定正味財産合計		412,500,000
(うち基本財産への充当額)		
(うち特定資産への充当額)		(412,500,000)
2 一般正味財産		
一般正味財産		505,440,000
一般正味財産合計		505,440,000
(うち基本財産への充当額)		
(うち特定資産への充当額)		(497,500,000)
正味財産合計		917,940,000
負債及び正味財産合計		917,940,000

所有する施設を
更新する際、建
設額と同額が必
要と仮定し、内
部留保として持
つことを意識

自己資本である一般正味財産を
前年度より減らさないように意識

< 施設更新積立資産保有比率 >
施設更新積立資産と土地改良施設の比率
を見る指標で、100%に近いほど更新に
備えた積立ができています。

～計算方法～
施設更新積立資産(※1)
減価償却累計額(※2) × 100

※1 施設更新に充てられる財政調整積立
資産等を含めます
※2 土地改良区負担分のみ

(計算例)
施設更新積立資産 85,000,000
減価償却累計額 87,500,000 × 100
= 約 97%

現金収支が黒字でも
減価償却費により
「一般正味財産増減額」
が赤字のため、
施設等の現在価値を
含めた資産全体は減少

「一般正味財産増減額」
は減価償却費等を考慮
した決算額のため、
プラスにすることで
資金が内部に留保され、
更新資金に充てること
ができる

令和6年度 正味財産増減計算書

一般会計		(単位:円)
科	目	当 年 度
I	一般正味財産増減の部	
1	経常増減の部	
(1)	経常収入	
1	土地改良事業収入	10,000,000
	経常賦課金	10,000,000
	経常賦課金	10,000,000
	固定資産受贈益	12,500,000
	所有土地改良施設受贈益	12,500,000
	経常収入計	22,500,000
(2)	経常支出	
1	土地改良事業費支出	1,030,000
	維持管理費	1,030,000
	給料手当	1,030,000
2	減価償却費	25,000,000
	減価償却費	25,000,000
	所有土地改良施設減価償却費	25,000,000
3	一般管理費	1,030,000
	運営事務費	1,030,000
	給料手当	1,030,000
	経常支出計	27,060,000
	当期経常増減額	△ 4,560,000
2	経常外増減の部	
(1)	経常外収入	
	経常外収入計	
(2)	経常外支出	
	経常外支出計	
	当期経常外増減額	
	当期一般正味財産増減額	△ 4,560,000
	一般正味財産期首残高	510,000,000
	一般正味財産期末残高	505,440,000
II	指定正味財産増減の部	
1	一般正味財産への振替額	△ 12,500,000
	当期指定正味財産増減額	△ 12,500,000
	指定正味財産期首残高	425,000,000
	指定正味財産期末残高	412,500,000
III	正味財産期末残高	917,940,000

令和6年度 一般会計 収支決算書

前年度繰越金	金	0 円
収 入 金 額	金	10,000,000 円
支 出 金 額	金	2,060,000 円
差 引 残 金	金	7,940,000 円

収入の部		(単位:円)	
科 目	予算額	決算額	
土 地 改 良 事 業 収 入	10,000,000	10,000,000	
(A) 当 期 収 入 合 計	10,000,000	10,000,000	
前 期 繰 越 収 支 差 額	0	0	
(B) 収 入 合 計	10,000,000	10,000,000	

支出の部		(単位:円)	
科 目	予算額	決算額	
土 地 改 良 事 業 費 支 出	1,030,000	1,030,000	
一 般 管 理 費 支 出	1,030,000	1,030,000	
(C) 当 期 支 出 合 計	2,060,000	2,060,000	
(A)-(C) 当 期 収 支 差 額	7,940,000	7,940,000	
(B)-(C) 次 期 繰 越 収 支 差 額	7,940,000	7,940,000	

No	施設名	土地 改良区 負担割合	事業費(取得価額)		取得 年度	耐用 年数	管理 区分	経過 年数	減価償却累計額		期末残高	
			全体	うち 土地改良区 負担分					全体	うち 土地改良区 負担分	全体	うち 土地改良区 負担分
1	水路	50.0%	1,000,000,000	500,000,000	2018	40	所有	7	175,000,000	87,500,000	825,000,000	412,500,000

能登半島地震に係る災害派遣について

本年1月1日に石川県能登半島付近を震源とする地震が発生し、北陸地方を中心に甚大な被害が発生しました。特に石川県内の道路、上下水道施設を中心に甚大な被害が発生し、農業集落排水施設においても損傷が見られることから、1月29日～2月9日、3月3日～3月16日にかけて、延べ8名の職員派遣を行い、損傷状況の調査を実施しました。本会としても県や県内市町村と連携しつつ、一日も早い復旧・復興に向けて、引き続き協力していきたいと考えております。



能登半島地震に係る被災地支援のための 水土里ネット支援金

能登半島地震に係る被災地支援のための水土里ネット支援金について、全国水土里ネットより最終報告がありました。全国の2,508団体から支援金を寄せていただき、岐阜県においては47団体から支援金を寄せていただきました。被災地の一日も早い復旧・復興をお祈りするとともに、今回の募金にご賛同いただきました県内水土里ネットの皆様へ改めて感謝申し上げます。

募 集 期 間	令和6年1月11日(木)～6月5日(水)
支 援 金 総 額	64,434,823 円
う ち 岐 阜 県	877,470 円
支援金の贈呈先	石川県土地改良事業団体連合会

土地改良区巡り

< 羽島用水土地改良区 >

地区概要

本地区は古くから内水排除に苦勞した一方、確固たる水源がなく常習干ばつ地帯であったことから、昭和初期に県営工事として取水口と用水路を新設整備しました。しかし、河床低下等により取水に支障をきたすことが多かったことから、近接する木津用水・宮田用水と共に国営濃尾用水事業を推進し、さらに関連事業として実施された県営羽島用水事業も昭和45年(1970年)に完成したことから、安定した営農を確立することができました。なお、本改良区は前身となる蘇北土地改良区と羽島中部土地改良区が合併して、昭和42年(1967年)1月30日に設立認可を受けました。

尾張地域に翻弄された利水工事

かつて美濃地域には「美濃の諸堤は、御囲堤より低きこと三尺たるべし」という不文律が伝承されてきたように、尾張平野を木曾川左岸沿いに囲む堤防の「御囲堤」が江戸時代初期に完成したため、治水に泣く歴史はあっても、用水として利用することはありませんでした。明治時代以降は三川分流工事等により洪水の不安が遠のいたため、木曾川から取水する計画を立て、県議会にも予算を計上して申請しました。しかし、取水口の予定地点の上流3kmの対岸に愛知用水の取水口があり、羽島用水の取水口が右岸側に設けられると取水に悪影響があるとの理由で反対され、計画は一頓挫しました。その後、内務省の調停により計画が承認され、昭和4年(1929年)から昭和7年(1932年)にかけて12kmにわたる県営工事が完成しました。

国営濃尾用水土地改良事業

県営工事の完成により、木曾川の水を用水として利用できるようになりましたが、社会の工業化に伴い木曾川上流では水力発電所が次々と建設され、電力需要に応じた貯水と放水の繰り返しや、ダムによる土砂の貯留により、取水量が一定せず取水困難となり、河床掘削に莫大な出費をしていました。一方、愛知県側の木津用水や宮田用水も同様の状況であったことから、濃尾用水事業期成同盟会の結成等により国営事業推進に努めたことで、昭和32年(1957年)に国営濃尾用水土地改良事業を開始することができました。この国営事業により羽島用水では従来よりも多く取水することができましたが、下流用水路の断面不足や老朽化による漏水が激しいことから、昭和40年(1965年)から県営羽島用水改良事業にも併せて着手しました。そして、昭和45年(1970年)にこの県営事業が完成したことで、羽島用水の一連の水利施設は完全に整備されました。

地域の理解を得るために…

地域住民に土地改良区のことを理解していただくため、21世紀土地改良区創造運動として「あじさい祭り & ウォーク」や「出前授業」を行っています。「あじさい祭り & ウォーク」では羽島用水のパイプライン化によって整備された遊歩道に植えられたあじさいを鑑賞しながら、ウォーキングや写生を楽しんでいます。

(参考文献)

岐阜県土地改良史編集委員会 1983『岐阜県土地改良史』

東海農政局木曾川水系総合農業水利調査事務所 1980『木曾川水系農業水利史』農業土木学会

(参考URL)

新農林農地防災事業所調査設計課「濃尾用水の歴史(濃尾用水拾余話)」東海農政局
<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/shinnobi/pr/juyowa/juyowa.html>(参照2024年6月17日)

羽島用水土地改良区の概要

所在地 羽島郡笠松町新町42

受益面積 1,311.6ha 組合員数 5,799人

主な表彰 平成元年度 農林水産大臣賞



羽島用水土地改良区事務所



羽島用水旧取水口



国営濃尾用水土地改良事業



あじさい祭り

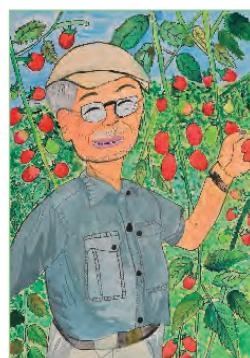
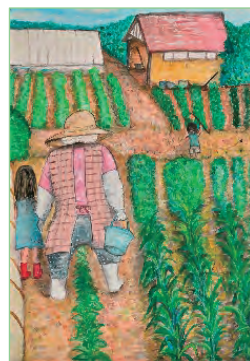
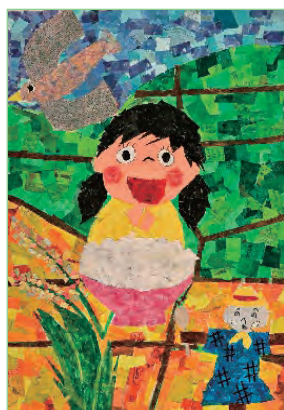
未来へつなごう！ ふるさとの水土里子ども絵画展 2024

ふるさとの水土里子ども絵画展は、25年間続く、都道府県水土里ネットと全国水土里ネットの共同の主催事業であり、皆様からの多くの応募がより一層の広報効果につながります。なお、本会を經由してご応募いただいた方は、地域団体賞として「水土里ネットぎふ 会長賞」の対象となりますので、作品を学校や土地改良区等で取りまとめていただき、本会総務課広報担当までお送りください。皆様のご応募をお待ちしております。



未来へつなごう！ふるさとの水土里子ども絵画展2024

あなたの絵で農業や農村、はたらく人、大切な水路を守る人のすがたを伝えてください。
受賞作品は、2024年12月4日（水）～11日（水）に東京都美術館において展示します。



応募資格	小学生以下	応募期間	2024年6月1日(土)～9月6日(金)
各賞	農林水産大臣賞、文部科学大臣賞、環境大臣賞、全国水土里ネット会長賞、企業等協賛賞多数		
主催	全国水土里ネット、都道府県水土里ネット		
後援	農林水産省、文部科学省、環境省、国土交通省、総務省、東京都 全国農業会議所(全国農業新聞・全国農業図書)、(一社)全国農業協同組合中央会、全国農村振興技術連盟、(一社)地域環境資源センター (一財)都市農山漁村交流活性化機構、(株)日本教育新聞社、(一財)日本水土総合研究所、(株)日本政策金融公庫、(公社)農業農村工学会 (一社)農業農村整備情報総合センター、(公社)米穀安定供給確保支援機構 (昨年度実績・五十音順)		
協賛	(株)安藤・間、(株)イワイ、NTCコンサルタンツ(株)、大塚ホールディングス(株)、(株)大林組、(株)奥村組、鹿島建設(株) (株)クボタ、(株)熊谷組、サンスイコンサルタント(株)、(株)三祐コンサルタンツ、清水建設(株)、(株)角谷文治郎商店 全国農業会議所(全国農業新聞・全国農業図書)、全国米穀販売事業共済協同組合、大成建設(株)、(株)竹中土木 東京都米穀小売商業組合、内外エンジニアリング(株)、日本基礎技術(株)、(一財)日本水土総合研究所、(株)日本政策金融公庫 前田建設工業(株)、(株)やまびこ、ヤンマーアグリ(株) (昨年度実績・五十音順)、井関農機(株) (副賞提供)		
詳しくは	チラシ裏面又は全国水土里ネットHPをご覧ください https://www.inakajin.or.jp お問い合わせは全国水土里ネット土地改良広報センターへ TEL 03-3234-5480 (仁科、駒田)		

副賞あり



☆募集要綱等は同封チラシ裏面をご覧ください☆

第4回「水が伝える豊かな農村空間 ～疏水・ため池のある風景～」写真コンテスト

当写真コンテストは年齢を問わずご参加いただけるコンテストですが、今回から、実際に現場の最前線に立つ土地改良区（連合）役職員と組合員の方々を対象とした「水土里ネット団体賞」が新設されました。なお、ご不明点は全国水土里ネット写真コンテスト係までお問い合わせください。



第4回

「水が伝える豊かな農村空間～疏水・ため池のある風景～」

写真コンテスト

募集期間

2024年6月1日(土)から
2024年12月13日(金)まで

農作物の命**農業用水**。
地域に潤いと安らぎを与えてきた**農業用水**。
その大切さを、四季の織りなす景色や生活の様子とともに
写真で伝えてください。

応募条件・題材

2023年以降に撮影した未発表のもので、用水路やため池など農業水利施設が写っている写真
疏水部門 用水路、頭首工、スプリンクラー、貯水池（農業用ダム）などの農業水利施設
ため池部門 農業用ため池（農業用水として使用されているため池）

各賞

疏水・ため池各部門について下記の賞を予定しています。

農林水産省農村振興局長賞	1点（賞状、賞品8万円分商品券）
全国水土里ネット会長賞	1点（同、同5万円分）
New 水土里ネット団体賞(土地改良区(連合)役職員と組合員を対象)	1点（同、同1万円分）
U-18賞(2025年3月31日時点で18歳以下を対象)	1点（同、図書カード1万円分）
入選	10点程度（2千円分クオカード）

応募方法

応募サイズ：4つ切り（ワイド可）又はA4
応募数：1人各部門3点ずつまで（最大6点まで）
応募要領：詳細はチラシ裏面又は当会ホームページを御覧ください。 <http://www.inakajin.or.jp>

主催

疏水ネットワーク、全国ため池等整備事業推進協議会、全国土地改良事業団体連合会

後援

農林水産省

☆募集要綱等は同封チラシ裏面をご覧ください☆

お知らせ

土地改良事業に関する苦情・紛争対策（問い合わせ：換地指導課、ストックマネジメントセンター）

本会では、土地改良に関する相談を受け付けております。法的な判断が必要とされる案件については、「弁護士による土地改良相談」として、令和6年7月17日（水）及び令和7年1月15日（水）に本会会議室において弁護士と面談して相談する機会を設けております。また、土地改良に関する定期相談を原則、毎月第3水曜日に行っていますので、ご希望があれば事前に相談依頼書を換地指導課又は、ストックマネジメントセンターまでご提出ください。

非補助農業基盤整備資金融資について（問い合わせ：換地指導課、ストックマネジメントセンター）

土地改良区が、国から補助を受けずにかんがい排水やほ場整備、施設の補修・更新などの事業に取り組む場合、日本政策金融公庫が長期・低利で融資します。また、発電施設の設置や発電事業会計に必要な複式簿記会計システムの導入費用についても融資対象となります。

ため池相談について（問い合わせ：ため池保全管理サポートセンター）

ため池を管理している皆さんの、ため池の補修・改修・廃止など困りごとを個別にお聞きします。詳細は、ため池保全管理サポートセンターまでお問い合わせください。

土地改良区会計支援について（問い合わせ：総務課）

本会では複式簿記会計の運用相談、ソフトを使用していない土地改良区に対する貸借対照表の作成支援を実施しております。また、土地改良施設台帳更新に関する業務受託等も実施しております。ご希望の方は、総務課会計指導担当までお問い合わせください。

土地改良区代表者変更届け（お願い）（問い合わせ：総務課）

役員改選等により代表者が変更となった場合は、総務課宛に代表者変更届けを提出してください。

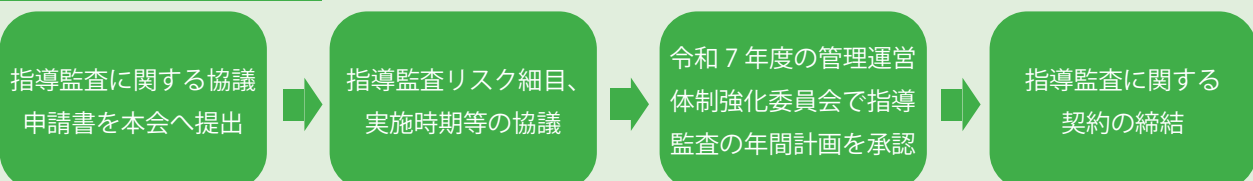
「会計指導員が行う土地改良区の指導監査」

平成31年4月1日施行の改正土地改良法により、土地改良区は令和5年4月1日以降最初に開催される通常総会終了時まで、原則として員外監事を選任又は会計指導員が行う指導監査等を受ける必要があります。

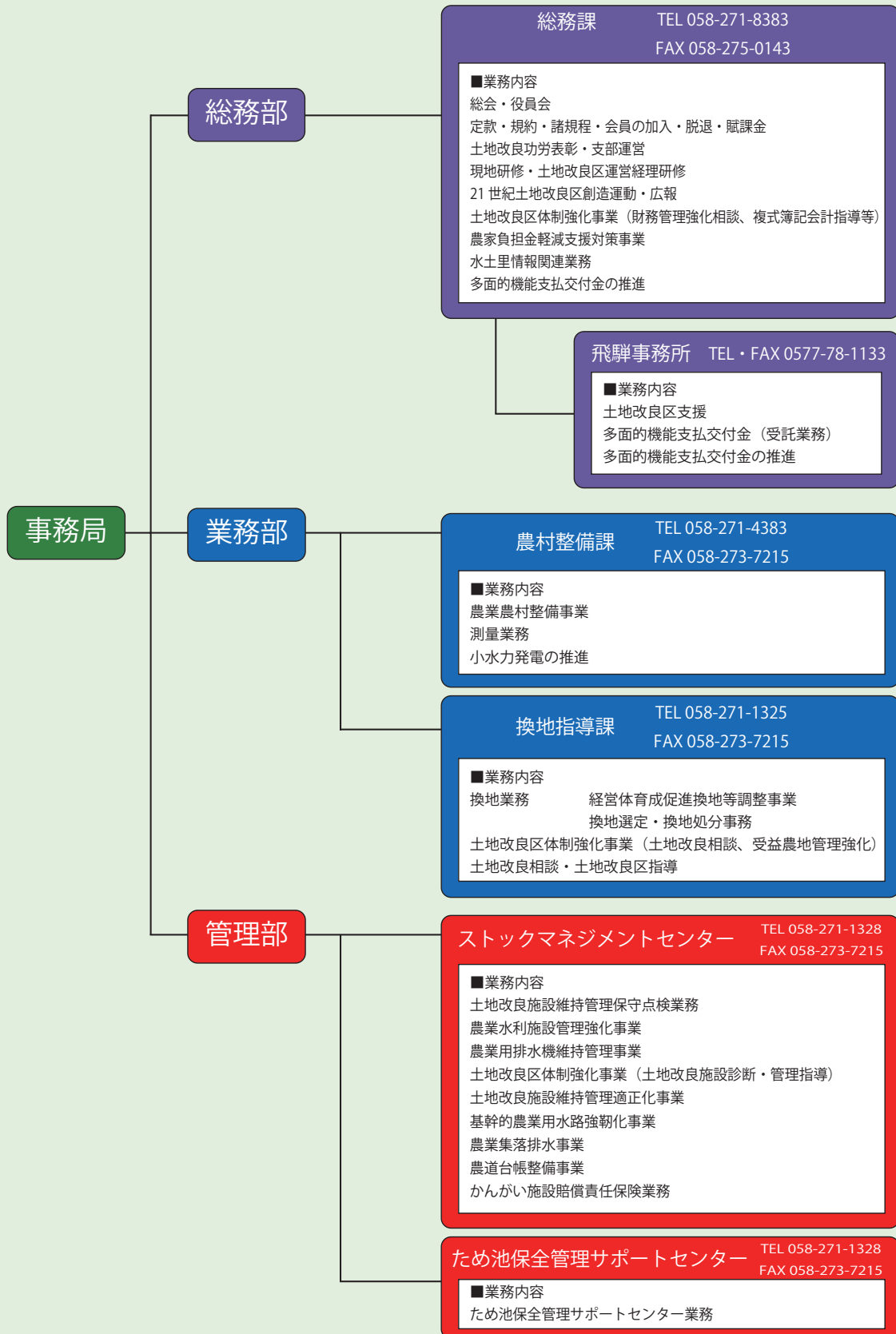
本会では、員外監事を選任が難しい又は運営上のリスク洗い出しのために外部監査を希望する土地改良区に向けて積極的に指導監査を実施いたします。本年度は4団体の指導監査を実施することとしております。

なお、指導監査の円滑な実施のため、会計指導員が行う土地改良区の指導監査に関する実施規程を制定しております。指導監査に関する内容のお問合せ、お見積もり等は総務課会計指導担当までお気軽にご連絡ください。

[指導監査実施までの流れ]



事務局機構図



あとかき

今年の田植えも無事に終わり、そろそろ梅雨入りかと思っていましたが、平年よりも半月ほど梅雨入りが遅く中々雨が振りませんでした。雨降りが好きではありませんが、晴れたところで紫陽花を見ても物足りませんので、やはり梅雨に合った花もあるものだと感じています。

梅雨入りを迎えた仕事部屋より



水土里ネットぎふだより 第202号

発行

岐阜県土地改良事業団体連合会

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目13番1号

水土里ネットぎふ

検索